市町村情報センター「ひろしま夢ぷらざ」

イベントブース等出展要領

　令和７年度

１　目的

　　（公財）広島県市町村振興協会が設置した情報受発信施設ひろしま夢ぷらざ（以下「夢ぷらざ」という。）において、地域の観光施設・イベント・伝統・文化行事・定住等に係る情報受発信（以下「情報受発信」という。）や地域産品の展示・販売などにより各地域間の相互理解を深めるとともに、地域間交流の拡充などを通じて地域の活性化を図るものとする。

２　出展内容

　　(1) 各市町の情報受発信などにより、地域情報の周知・広報に資するもの。

　　(2) 各市町の地域産品の展示・販売は、広島県内で生産又は加工されたもので、市町の紹介や地域おこしに関連したものとする。なお、食品については、当該出展の期間を超える賞味期間の商品であること。

３　出展物の展示・販売等

　　(1) 地域情報の展示等については、市町村情報コーナーを利用する。

　　(2) 地域産品の展示・販売については、原則として店頭販売コーナー、イベントブース(Ａ、Ｂ)を利用する。

　　(3) 新しいまちづくりのPR、開発された地域産品のPR、及び地域で行われている様々な活動を活性化させるための催しについては、原則として市町PRカウンター及びデジタルサイネージを利用する。

４　出展の条件

1. 出展者は、市町・商工会議所・商工会・地域団体等とする。
2. 地域産品については、出展予定期日の前日(水曜日)に、出展者の責任において搬入し、陳列・展示を行うこと。

**※現在、定休日である水曜日も営業していることから「出展予定期日の当日（水曜日）に、出展者の責任において搬入し、陳列・展示を行うこと。」とします。**

1. 出展については、原則として出展者が責任を持つこととし、地域産品の在庫管理や発注・追加(修正)についてもその管理者が行うこと。
2. 夢ぷらざへの出展料は無料とする。ただし、販売手数料については、レジスター管理を行う場合は販売総額の25％、店頭販売等でレジスター管理を行わない場合は18％とする。
3. 地域産品の搬入・搬出に伴う費用については、出展者の負担とする。
4. 地域産品を販売する場合の価格表示は、税込とする。
5. 地域産品の販売管理は、原則、自社のバーコードを利用する。自社バーコードが無い場合は、事前に相談することとする。
6. 販売に係る手数料の決裁方法は、イベントに関する経理処理完了後、速やかに支払いをする。

ただし、店頭販売については、当日の決済とする。

1. 販売金額については、レジスターの売上日計表に基づき算出されたものとする。

(10)令和5年10月1日よりインボイス制度開始に伴い、店内での販売ではインボイス番号を必須とする。

５　出展申込

(1) 出展希望者は、あらかじめ実施する出展希望調査時において、出展希望調査票(様式１、２)を提出するものとする。

(2) 出展希望者は、出展申込書(様式３、４)を予定期日の**２か月前まで**に夢ぷらざ(業務担当）に提出することにより出展申込を行うこと。

ただし、出展希望者が地域団体等であるときは、必ず、市町・商工会議所・商工会を通じて出展申込を行うこと。

また、出展希望者が市町以外であるときは、市町の行うイベント等と事前に調整を行ったうえで提出すること。

(3) 出展の決定を受けた者は、予定期日の**１か月前まで**に出展品目内訳表（様式５）を夢ぷらざ（業務担当）に提出すること。

(4) 複数の者が共同して出展する場合は、地域産品の代金精算等のための代表となる出展者を決めること。

６　出展期間の選定方法等

　　(1) 同一期日又は同一期間に複数の出展申込があった場合は、出展希望団体等と夢ぷらざにおいて調整のうえ、決定する。

　　　 なお、この決定にあたっては、市町の行うイベント等と連携が取られているものを優先する。

(2) この出展要領の目的に沿わない場合、出展決定の取り消しや、地域産品の展示・販売等の中止を求めることがある。

７　その他

・出展後においては、すみやかに実施結果報告書(様式６)を夢ぷらざ（業務担当）に提出すること。

・午前10時までは、本通り(市道)を通行し、物品の搬入・搬出ができる。

・この要領に定めのない事項については、別途、出展者と協議して決定する。